

- 1 平成11年10月29日全部改正（平成12年6月1日施行）
 - (1) 「府の諸活動を府民に説明する責務」の考え方を追加（前文）
 - (2) 対象文書を「決裁・閲覧文書」から「組織共用文書」に拡大（2条）
 - (3) 請求権者を「広義の府民」から「何人も」に拡大（6条）
 - (4) 意思形成過程情報に係る非公開条項をより具体的なものに改正（8条）
 - (5) 公益上の理由による公開に関する一般規定を新設（11条）
 - (6) グローマー拒否に関する規定を新設（12条）
 - (7) 該当文書不存在の場合も非公開決定として位置づけ（13条）
 - (8) 決定期限の特例に関する規定を新設（15条）
 - (9) 移送に関する規定を新設（16条）
 - (10) 第三者に対する意見提出機会の付与等の運用を明文化（17条）
 - (11) 審査会の調査審議に関する運用（インカメラ、ボーンインデックス等）を明文化（23条）
 - (12) 情報の公表に係る努力義務に関する規定を新設（32条）
 - (13) 審議会等の会議の公開に係る努力義務を明文化（33条）
従来は、「指針」のみで会議の公開を実施
 - (14) 出資法人の情報の公開の推進に関する規定を新設（34条） 「指導指針」制定
地方自治法221条3項該当法人を対象に要綱に基づく情報公開制度の実施を指導
出資法人の性格及び業務内容に応じた情報の公開に努力（府、出資法人）
- 2 平成12年10月27日一部改正（平成13年11月1日施行）
 - (1) 実施機関に公安委員会及び警察本部長を追加（2条）
 - (2) 公安委員会及び警察本部長に係る非公開条項の特例の新設（8条）
公共の安全に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき、相当の理由がある情報
 - (3) 刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類及び押収物に関する適用除外規定の新設（40条）
- 3 平成13年10月30日一部改正（平成13年10月30日施行）
 - (1) 審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定の新設（30条）
- 4 平成15年3月25日一部改正（平成15年11月25日施行）
 - (1) 電子情報処理組織（インターネット）を使用した公開請求に関する規定の新設（7条）
規則改正により電子情報処理組織（インターネット）を使用した公開の実施も可能に